

豊橋市告示第357号

豊橋市公契約条例施行規則（平成27年豊橋市規則第32号）第4条第2項の規定による労働報酬下限額を、別表のとおり定める。

平成29年9月22日

豊橋市長 佐原 光一

別表

労働報酬下限額

(平成29年10月1日以降に公告し、又は通知する公契約及び同日以降に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用)

1 工事請負契約

[単位：円（1時間あたり）]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,072	27	普通船員	1,988
2	普通作業員	1,772	28	潜水士	3,563
3	軽作業員	1,359	29	潜水連絡員	2,306
4	造園工	1,856	30	潜水送気員	2,166
5	法面工	2,428	31	山林砂防工	2,484
6	とび工	2,334	32	軌道工	3,459
7	石工	2,559	33	型わく工	2,353
8	ブロック工	2,513	34	大工	2,344
9	電工	1,922	35	左官	2,175
10	鉄筋工	2,175	36	配管工	1,931
11	鉄骨工	2,194	37	はつり工	2,222
12	塗装工	2,297	38	防水工	2,325
13	溶接工	2,541	39	板金工	2,175
14	運転手(特殊)	2,034	40	タイル工	2,250
15	運転手(一般)	1,838	41	サッシ工	2,222
16	潜かん工	2,813	42	屋根ふき工	1,950
17	潜かん世話役	3,319	43	内装工	2,466
18	さく岩工	2,438	44	ガラス工	2,147
19	トンネル特殊工	2,906	45	建具工	1,997
20	トンネル作業員	2,259	46	ダクト工	1,847
21	トンネル世話役	3,197	47	保温工	2,119
22	橋りょう特殊工	2,606	48	建築ブロック工	2,505
23	橋りょう塗装工	2,841	49	設備機械工	2,194
24	橋りょう世話役	2,897	50	交通誘導員A	1,284
25	土木一般世話役	2,156	51	交通誘導員B	1,097
26	高級船員	2,475			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、883円とする。

2 工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

労働報酬下限額	886円（1時間あたり）
---------	--------------

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、871円とする。